

# 令和2年11月定例会

## 議案説明資料 予算に関する説明書

(令和2年度11月補正予算関係)

### 会計管理局

\* トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和2年11月定例会議案説明資料目次

会計管理局

【予算関係】  
（一般会計）

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和2年度鳥取県一般会計補正予算（第7号）		
	1 補正予算説明資料	（総括表）	3
		会計指導課	4
	2 歳入歳出事項別明細書		5
	3 債務負担行為に関する調書	会計指導課	7

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
第21号	鳥取県収入証紙条例を廃止する等の条例	会計指導課	8

(議案第1号)

令和2年度鳥取県一般会計補正予算説明資料総括表

会計管理局 (単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	一般財源	
会計指導課	469,804	1,822	471,626				1,822	
会計管理局 計	475,102	1,822	476,924				1,822	

令和2年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

1 項 総務管理費

会計指導課（内線：7424）

6 目 会計管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)収入証紙廃止に伴う支払方法多様化・利便性向上事業	0	〔債務負担行為〕 16,060 1,822	〔債務負担行為〕 16,060 1,822				〔債務負担行為〕 16,060 1,822	
トータルコスト	0	2,609	2,609	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	証紙制度廃止の周知、証紙に代わる収納手段の整備（財務システム改修、POSレジ調達等）				
行程表の政策目標（指標）	—							
<p>事業内容の説明</p> <p><b>1 事業の目的、概要</b> 各種証明書発行等に係る手数料の支払いについて、収入証紙に代わる納付方法を整備し、県民の利便性向上を図る。</p> <p><b>2 主な事業内容</b> 収入証紙に代わる納付方法として、電子申請に伴う電子納付、県窓口での納付、納付書による納付など、多様な支払方法に対応するための環境を整備する。 ○今年度必要経費 財務会計システムの改修 1,822千円 ○債務負担行為 POSレジに係る経費（リース料） 16,060千円 債務負担行為期間：令和3～8年度（6年間）  ※POSレジ：納付窓口において、納付金の収入科目、金額、所属等の情報を記録・集計するために設置</p> <p><b>3 今後の予定</b> R2.11月 R2.11月議会で収入証紙条例の廃止（施行日：R3.10.1）、補正予算案を上程（証紙制度廃止の場合） R3.1月～ 証紙制度廃止の周知。証紙に代わる収納手段の整備（財務システム改修、POSレジ調達等） 9月末 証紙の販売を停止 10月～ 証紙に代わる収納の開始（R4.3月末までは証紙を貼付けた申請も受付） 購入済証紙の還付受付（5年間対応）</p>								

令和2年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書（会計管理局）

（単位：千円）

節 款 項 目	2 款 総 務 費								
	うち会計管理局								
	1 項 総 務 管 理 費								
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	577,239		577,239	23,001		23,001	23,001		23,001
2 給 料	3,177,821		3,177,821	168,916		168,916	168,916		168,916
3 職 員 手 当 等	4,615,344		4,615,344	87,061		87,061	87,061		87,061
時 間 外 手 当	715,757		715,757	2,948		2,948	2,948		2,948
特 殊 勤 務 手 当	1,713		1,713	18		18	18		18
退 職 手 当	2,286,441		2,286,441						
そ の 他 の 手 当	1,555,877		1,555,877	81,103		81,103	81,103		81,103
児 童 手 当	55,556		55,556	2,992		2,992	2,992		2,992
4 共 済 費	1,163,931		1,163,931	61,391		61,391	61,391		61,391
職 員 に 係 る も の	1,069,944		1,069,944	57,244		57,244	57,244		57,244
賃 金 に 係 る も の	93,987		93,987	4,147		4,147	4,147		4,147
5 災 害 補 償 費	500		500						
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	7,116		7,116						
7 報 償 費	258,557	34,673	293,230						
8 旅 費	251,683		251,683	3,007		3,007	3,007		3,007
費 用 弁 償	38,940		38,940	877		877	877		877
普 通 旅 費	164,094		164,094	2,130		2,130	2,130		2,130
特 別 旅 費	48,649		48,649						
9 交 際 費	2,900		2,900	100		100	100		100
10 需 用 費	638,406		638,406	5,140		5,140	5,140		5,140
食 糧 費	22,077		22,077	80		80	80		80
そ の 他 の 需 用 費	616,329		616,329	5,060		5,060	5,060		5,060
11 役 務 費	592,640	393	593,033	46,139		46,139	46,139		46,139
12 委 託 料	7,569,875	188,147	7,758,022	63,089	1,822	64,911	63,089	1,822	64,911
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	847,692	352	848,044	9,958		9,958	9,958		9,958
14 工 事 請 負 費	2,716,633	17,360	2,733,993						
15 原 材 料 費	565		565						
16 公 有 財 産 購 入 費	12,710		12,710						
17 備 品 購 入 費	101,283		101,283						
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	10,426,654	82,388	10,509,042	100		100	100		100
19 扶 助 費									
20 貸 付 金									
21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金	1,800		1,800						
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	170,200		170,200	7,200		7,200	7,200		7,200
23 投 資 及 び 出 資 金									
24 積 立 金	2,344,222		2,344,222						
25 寄 付 金	67,800		67,800						
26 公 課 費	269		269						
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	35,545,840	323,313	35,869,153	475,102	1,822	476,924	475,102	1,822	476,924
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	5,994,808	197,472	6,192,280					
	使 用 料 ・ 手 数 料 分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 寄 付 金	64,868		64,868					
	起 債	4,904,000	16,000	4,920,000					
	財 産 収 入	136,250		136,250					
	そ の 他	1,427,776		1,427,776	66		66	66	
	一 般 財 源	22,921,702	109,841	23,031,543	475,036	1,822	476,858	475,036	1,822

令和2年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書（会計管理局）

（単位：千円）

節 款 項 目	2款 総務費			会 計 管 理 局 計		
	うち会計管理局					
	1項 総務管理費			補正前	補正額	補正後
	6目 会計管理費					
	補正前	補正額	補正後			
1 報 酬	219		219	23,001		23,001
2 給 料				168,916		168,916
3 職 員 手 当 等				87,061		87,061
時 間 外 手 当				2,948		2,948
特 殊 勤 務 手 当				18		18
退 職 手 当						
そ の 他 の 手 当				81,103		81,103
児 童 手 当				2,992		2,992
4 共 済 費				61,391		61,391
職 員 に 係 る も の				57,244		57,244
賃 金 に 係 る も の				4,147		4,147
5 災 害 補 償 費						
6 恩 給 及 び 退 職 年 金						
7 報 償 費						
8 旅 費	765		765	3,007		3,007
費 用 弁 償	5		5	877		877
普 通 旅 費	760		760	2,130		2,130
特 別 旅 費						
9 交 際 費	100		100	100		100
10 需 用 費	4,090		4,090	5,140		5,140
食 糧 費	30		30	80		80
そ の 他 の 需 用 費	4,060		4,060	5,060		5,060
11 役 務 費	45,889		45,889	46,139		46,139
12 委 託 料	63,089	1,822	64,911	63,089	1,822	64,911
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	9,138		9,138	9,958		9,958
14 工 事 請 負 費						
15 原 材 料 費						
16 公 有 財 産 購 入 費						
17 備 品 購 入 費						
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	100		100	100		100
19 扶 助 費						
20 貸 付 金						
21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金						
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料				7,200		7,200
23 投 資 及 び 出 資 金						
24 積 立 金						
25 寄 付 金						
26 公 課 費						
27 繰 出 金						
予 備 費						
計	123,390	1,822	125,212	475,102	1,822	476,924
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金					
	使 用 料 ・ 手 数 料 分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 寄 付 金					
	起 債					
	財 産 収 入					
	そ の 他				66	
一 般 財 源	123,390	1,822	125,212	475,036	1,822	476,858

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

追加

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
令和2年度 収入証紙廃止に伴う支 払方法多様化・利便性 向上事業	会計指導 課	16,060			令和3年度から 令和8年度まで	16,060					16,060

条 例 名 等	鳥取県収入証紙条例を廃止する等の条例													
提 出 理 由 及 び 概 要	<p><b>1 提出理由</b> 手数料等の納付に関し県民等の利便性の向上を図るため、収入証紙を廃止する。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>(1) 鳥取県収入証紙条例を廃止する。</p> <p>(2) 鳥取県税条例の一部改正                      ア 証紙による納付の方法が定められているものについて、相当する現金を納付することとする。                      イ その他所要の改正を行う。</p> <p>(3) 鳥取県特別会計条例の一部改正                      鳥取県収入証紙特別会計を廃止する。</p> <p>(4) 施行期日は、令和3年10月1日とする。</p> <p><b>【参考】証紙に代わる納付方法</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">窓口での 手続</td> <td style="width: 20%;">窓口納付</td> <td>県窓口での現金納付に加え、電子マネー・クレジットカードで納付 →本庁舎、総合事務所は、納付窓口を1か所に集約</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">窓口申 請以外</td> <td>電子納付 (電子申請)</td> <td>電子申請と併せてペイジー*・クレジットカードで納付 (パソコン、スマートフォンを使用して自宅などで納付)</td> </tr> <tr> <td>納付書納付</td> <td>あらかじめ県が配布する納付書を使って銀行・コンビニで現金納付 例) 講習受講、県立高校入試の手数料等</td> </tr> <tr> <td>納入通知書 納付</td> <td>申請後に県が発行する納入通知書によりペイジー・電子マネー・現金で納付 (ペイジー・電子マネーはパソコンやスマートフォン、現金は銀行又はコンビニで納付)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>納付者が指定した銀行口座から引落(高校入学手数料)、県口座への送金、現金書留での納付</td> </tr> </table> <p>※ペイジー(Pay-easy)：パソコン・スマートフォンからネットバンキング等で納付する電子決済サービス。</p> <p>&lt;期待される効果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○納付方法が多様化することで、申請者の利便性が向上する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口での納付では、現金に加えてキャッシュレス決済を導入する。</li> <li>・ 電子申請を活用すれば「いつでも、どこでも」電子納付が可能となる。</li> <li>・ 電子納付されない方は、納付書等により銀行・コンビニで納付できる。</li> </ul> </li> <li>○証紙購入に係る手間がなくなる。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 販売所を探したり、休日夜間に購入できないといった不便がなくなる。</li> <li>・ 証紙と印紙を間違えたり余分に購入することがなくなる。</li> </ul> </li> </ul>		窓口での 手続	窓口納付	県窓口での現金納付に加え、電子マネー・クレジットカードで納付 →本庁舎、総合事務所は、納付窓口を1か所に集約	窓口申 請以外	電子納付 (電子申請)	電子申請と併せてペイジー*・クレジットカードで納付 (パソコン、スマートフォンを使用して自宅などで納付)	納付書納付	あらかじめ県が配布する納付書を使って銀行・コンビニで現金納付 例) 講習受講、県立高校入試の手数料等	納入通知書 納付	申請後に県が発行する納入通知書によりペイジー・電子マネー・現金で納付 (ペイジー・電子マネーはパソコンやスマートフォン、現金は銀行又はコンビニで納付)	その他	納付者が指定した銀行口座から引落(高校入学手数料)、県口座への送金、現金書留での納付
窓口での 手続	窓口納付	県窓口での現金納付に加え、電子マネー・クレジットカードで納付 →本庁舎、総合事務所は、納付窓口を1か所に集約												
窓口申 請以外	電子納付 (電子申請)	電子申請と併せてペイジー*・クレジットカードで納付 (パソコン、スマートフォンを使用して自宅などで納付)												
	納付書納付	あらかじめ県が配布する納付書を使って銀行・コンビニで現金納付 例) 講習受講、県立高校入試の手数料等												
	納入通知書 納付	申請後に県が発行する納入通知書によりペイジー・電子マネー・現金で納付 (ペイジー・電子マネーはパソコンやスマートフォン、現金は銀行又はコンビニで納付)												
	その他	納付者が指定した銀行口座から引落(高校入学手数料)、県口座への送金、現金書留での納付												

鳥取県収入証紙条例を廃止する等の条例

(鳥取県収入証紙条例の廃止)

第1条 鳥取県収入証紙条例(昭和39年鳥取県条例第9号)は、廃止する。

(鳥取県税条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 納税者(個人の県民税及び地方消費税の貨物割に係る者を除く。)又は特別徴収義務者(個人の県民税に係る者を除く。)が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとし、第3号に掲げる者に対する払込みは、法第747条の5の2第2項に規定する特定徴収金に限るものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の払込みは、同項第1号又は第2号に該当する者に対して行う場合にあっては納付書、<u>納入書又は第137条の9第1項若しくは第144条の規定により提出すべき申告書</u>により、同項第3号に該当する者に対して行う場合にあっては法第747条の5の2第2項に規定する総務省令で定める方法によるものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 納税者(個人の県民税、<u>地方消費税の貨物割並びに証紙徴収の方法により徴収される自動車税及び狩猟税</u>に係る者を除く。)又は特別徴収義務者(個人の県民税に係る者を除く。)が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとし、第3号に掲げる者に対する払込みは、法第747条の5の2第2項に規定する特定徴収金に限るものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の払込みは、同項第1号又は第2号に該当する者に対して行う場合にあっては納付書又は納入書により、同項第3号に該当する者に対して行う場合にあっては法第747条の5の2第2項に規定する総務省令で定める方法によるものとする。</p> <p>3 略</p>
<p>(環境性能割の納付の方法)</p> <p>第137条の11 環境性能割の納税義務者は、第137条の9第1項又は前条の規定により環境性能割を納付する場合(法第170条の規定により当該環境性能割に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、<u>法第162条第1項の証紙に代えて、当該環境性能割額(当該環境性能割に係る延滞金額を納付する場合を含む。)</u>に相当する現金を納付しなければならない。</p>	<p>(環境性能割の納付の方法)</p> <p>第137条の11 環境性能割の納税義務者は、第137条の9第1項又は前条の規定により環境性能割を納付する場合(法第170条の規定により当該環境性能割に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、<u>これらの規定による申告書又は修正申告書に鳥取県収入証紙条例(昭和39年鳥取県条例第9号)第3条に規定する収入証紙(以下「鳥取県収入証紙」という。)</u>を貼ってしなければならない。この場合には、<u>証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けること</u>によって鳥取県収入証紙の貼付けに代えることができる。</p>

2 知事は、前項の現金の納付があったときは、第137条の9第1項又は前条の規定により提出すべき申告書又は修正申告書に規則で定める納税済印を押すものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第137条の9第1項の規定による申告書の提出を行う場合は、この限りでない。

(種別割の徴収の手続)

第143条 前条第2項の規定により種別割を納付する者は、新規登録の申請をする際に、当該種別割の額に相当する現金を納付しなければならない。

2 知事は、前項の現金の納付があったときは、第144条の規定により提出すべき申告書又は報告書に規則で定める納税済印を押すものとする。

(種別割の徴収方法の特例)

第143条の2 第142条第2項の規定により種別割を納付すべき者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の種別割の徴収方法は、第6条第2項及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該種別割を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第177条の12の総務省令で定める方法によることができる。

(狩猟税の徴収の手続)

第211条 前条第1項の規定により、狩猟税を納付する者は、狩猟者の登録を受ける際に、知事が定める関係書類を提出し、当該狩猟税の額に相当する現金

2 環境性能割の納税義務者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第137条の9第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、第6条第2項及び前項の規定にかかわらず、知事から得た納付情報により当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。

(種別割の証紙徴収の手続)

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって種別割を納付する者は、新規登録の申請をする際に、第144条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙を貼って、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼付けに代えることができる。

(種別割の徴収方法の特例)

第143条の2 第142条第2項の規定により証紙をもって種別割を納付すべき者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の種別割の徴収方法は、第6条第2項及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該種別割を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第177条の12の総務省令で定める方法によることができる。

(狩猟税の証紙徴収の手続)

第211条 前条第1項の規定により、証紙をもって狩猟税を納付する者は、狩猟者の登録を受ける際に、知事が定める関係書類に鳥取県収入証紙をはって、そ

<p>を納付しなければならない。この場合において、第208条第1項第2号又は第4号に該当する者は、その旨を証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により現金の納付があったときは、同項の関係書類に規則で定める納税済印を押すものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>の税金を納付しなければならない。この場合において、第208条第1項第2号又は第4号に該当する者は、その旨を証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県外の者その他の証紙を購入することが困難な者は、出納員の管理する口座に同項の規定による証紙の額面金額に相当する現金を振り込むことにより、同項に規定する鳥取県収入証紙の関係書類へのはり付けに代えることができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定により出納員の管理する口座に現金が振り込まれたときは、第1項の関係書類に規則で定める納税済印を押すものとする。</p> <p>4 略</p>
---	--

(鳥取県特別会計条例の一部改正)

第3条 鳥取県特別会計条例（平成19年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
名称	設置目的	歳入	歳出	名称	設置目的	歳入	歳出
1 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計	規則で定める用品の調達その他規則で定める事務の集中管理事業の円滑な運営及びその経理の適正化を図ること。	集中管理事業収入、一般会計からの繰入金及び附属諸収入	集中管理事業費その他の諸支出	1 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計	規則で定める用品の調達その他規則で定める事務の集中管理事業の円滑な運営及びその経理の適正化を図ること。	集中管理事業収入、一般会計からの繰入金及び附属諸収入	集中管理事業費その他の諸支出
				2 鳥取県収入証紙特別会計	鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）の規定による証紙（以下「収入証紙」という。）の売りさばき及び収入証紙による収入を適正に運営すること。	収入証紙の売りさばき収入及び附属諸収入	一般会計への繰出金、収入証紙の売りさばき手数料その他の諸支出

<u>2</u> 略	<u>3</u> 略
<u>3</u> 略	<u>4</u> 略
<u>4</u> 略	<u>5</u> 略
<u>5</u> 略	<u>6</u> 略
<u>6</u> 略	<u>7</u> 略
<u>7</u> 略	<u>8</u> 略
<u>8</u> 略	<u>9</u> 略
<u>9</u> 略	<u>10</u> 略
<u>10</u> 略	<u>11</u> 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。  
(鳥取県収入証紙条例の廃止に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の鳥取県収入証紙条例第5条第1項に規定する小売りさばき人（以下「小売りさばき人」という。）が売りさばいた証紙（著しく汚染し、又は損傷したものを除く。以下同じ。）は、施行日から令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によりこれによる収入の方法により歳入を徴収することができる。
- 3 証紙を保有する者は、施行日から令和8年9月30日までの間、これを知事に返還して、当該証紙の定価から施行日における売りさばき手数料に相当する金額を控除した金額（以下「還付金額」という。）の還付を受けることができる。
- 4 小売りさばき人は、施行日前に買い受けた証紙を施行日以後遅滞なく、返還しなければならない。この場合において、知事は、令和8年9月30日までに当該返還をした者に対し、還付金額を還付するものとする。  
(鳥取県税条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 証紙徴収の方法により徴収される自動車税及び狩猟税を納めようとする者は、施行日から令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によりその税額を納付することができる。  
(鳥取県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 鳥取県収入証紙特別会計の令和3年度から令和8年度までの予算執行及び会計事務については、なお従前の例による。